

吹田市社会教育委員名簿

令和6年6月1日

	氏 名	所属団体等
学校教育	江 下 毅	吹田市立千里第三小学校
	田 尻 由 美 子	大阪府立北千里高等学校
社会教育	大 嶋 啓 史	吹田市こども会育成協議会
	尾 崎 孝	吹田市青少年指導員会
	小 谷 泰 弘	吹田市スポーツ推進委員会
	兵 頭 明 美	吹田市ガールスカウト連絡会
家庭教育関係者	塩 路 裕 子	吹田市PTA協議会
学 識 経 験 者	北 山 夕 華	大阪大学
	杉 山 伸 一	大阪学院大学
	村 田 芳 昭	元 吹田市青少年指導員会
	山 ノ 内 裕 子	関西大学
	和 田 大 志 郎	元 吹田市PTA協議会

改正

平成23年2月22日教育委員会規則第3号

平成28年2月26日教育委員会規則第10号

吹田市社会教育委員会議規則

(趣旨)

第1条 吹田市社会教育委員（以下「委員」という。）の会議（以下「会議」という。）に関しては、この規則の定めるところによる。

(会議の種類)

第2条 会議は、全体会及び部会とする。

(全体会)

第3条 全体会に議長及び副議長を置き、委員の互選により定める。

2 議長は、全体会を代表し、全体会の会務を総理する。

3 副議長は、議長を補佐し、議長に事故があるとき又は議長が欠けたときは、その職務を代理する。

4 議長及び副議長の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

5 全体会は、議長が招集する。

6 全体会は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

7 全体会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

8 議長及び副議長とともに事故があるときは、出席した委員のうちから互選された者が議長の職務を代行する。

(部会)

第4条 部会に出席すべき委員は、議長が指名する。

2 部会は、議長が招集する。

3 部会に部会長及び副部会長を置き、部会に出席すべき委員の互選により定める。

4 部会長は、部会の会務を掌理し、部会における審議の状況及び結果を全体会において報告する。

5 部会の運営については、前条第3項、第4項及び第6項から第8項までの規定を準用する。

(庶務)

第5条 全体会の庶務は、地域教育部まなびの支援課において処理する。

(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、教育長が定める。

令和6年(2024年)7月23日
地域教育部まなびの支援課

1 標題 (☐ 協議 ☒ 報告 ☐ レク)

吹田市公民館条例施行規則の一部改正について

2 協議目的(結論・到達点)

吹田市公民館条例施行規則の一部改正について、改正内容とパブリックコメントを実施することの報告を行うものです。

3 概要

各地区公民館の貸室(以下「施設」といいます。)の使用許可申請期間を延長することで、利用者サービスの向上を図ります。

4 改正内容

施設の使用許可申請期間を、使用しようとする日の前3月に当たる日から使用日の3日前までとします。

5 改正案

別紙新旧対照表(案)のとおり

6 スケジュール

令和6年7月22日~8月20日 パブリックコメント実施

9月2日 教育委員協議会

パブリックコメントに対する市の考え方について
→公表

10月7日 教育委員会 吹田市公民館条例施行規則の改正について提案

令和7年

1月 改正後の吹田市公民館条例施行規則 施行

公共施設予約・照会システムによる施設空き状況照会 稼働

7 備考

今回の改正にあわせて、各地区公民館に公共施設予約・照会システムを導入し、施設の空き状況がウェブ上で確認できるようにします。

(案)

吹田市公民館条例施行規則現行・改正案対照表

現	行	改	正	案	は改正箇所
(使用の申請) 第4条 公民館の施設を使用しようとする者は、あらかじめ、次に掲げる事項を記載した使用許可申請書を教育委員会に提出しなければならない。 (1) } (2) } -----略----- 2 前項の規定による申請は、使用しようとする日（以下「使用日」という。）の前1月に当たる日から使用日の3日前までに行わなければならない。ただし、教育委員会が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。	(使用の申請) 第4条 公民館の施設を使用しようとする者は、あらかじめ、次に掲げる事項を記載した使用許可申請書を教育委員会に提出しなければならない。 (1) } (2) } -----略----- 2 前項の規定による申請は、使用しようとする日（以下「使用日」という。）の前3月に当たる日から使用日の3日前までに行わなければならない。ただし、教育委員会が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。				は改正箇所

は改正箇所

別紙

吹田市公民館条例施行規則の一部改正に係る骨子案

1 趣旨及び概要

各地区公民館の施設（住民の利用に供している教室、調理室及び和室をいいます。）の使用の事前申込みについては、現在、使用日の1月前から行うことができますこととしていますが、1月を越える間を空けて定期的に施設を使用する場合、改めて申請のために来館する必要があること、また利用者が計画的に余裕を持った施設利用を可能とするため、現行より2か月早く申込みを行うことができるよう規則を改正し、施設を使用する住民の利便性の向上を図るものです。

2 改正内容

各地区公民館の施設の使用許可申請期間を、使用日の前3月に当たる日から使用日の3日前までとします。

3 改正予定年月日

令和7年（2025年）1月1日

1 標題（☐ 協議 ☐ 報告 ☒ レク）

吹田市立博物館 第4次中期計画について

2 協議目的（結論・到達点）

吹田市立博物館第3次中期計画（令和2年度～令和6年度）の期間終了に伴い、令和7年度から5年間の第4次中期計画を今年度中に策定する予定であり、その策定経緯、内容、目的について情報共有すること。

3 現状・経過

- (1) 吹田市立博物館では平成22年度に第1次中長期計画を開始し、現在、令和2年度から5年間の第3次中期計画に取り組んでいます。
- (2) 令和5年度に現在の第3次中期計画の見直しと第4次中期計画案について博物館内で検討し、計画素案を作成しました。
- (3) 令和6年5月31日に博物館協議会に第4次中期計画について諮問しました。

4 計画の内容

別紙 吹田市立博物館第4次中期計画（案）のとおり

5 スケジュール

- (1) 令和6年7月末まで、計画案策定
- (2) 令和6年9月1日から9月30日までパブリックコメント
- (3) 令和6年10月上旬に結果の公表
- (4) 令和6年10月下旬 博物館協議会から答申、策定
- (5) 令和6年11月末 教育委員会において報告、公表

吹田市立博物館 第4次中期計画(案)

1 はじめに

吹田市立博物館は、吹田市の歴史を調べ、守り伝えることを主な目的として、平成4年(1992年)3月に吹田市立博物館条例を制定、同年11月に開館、平成22年(2010年)3月には博物館法第10条の規定に基づいた登録博物館となりました。博物館をめぐる社会情勢の変化に対応しながら、より充実した博物館活動を目指すため、同条例及び博物館法に基づいて下記の使命を掲げ、平成22年度(2010年度)に第1次となる10年計画の中長期計画を開始し、平成27年度(2015年度)から第2次中期計画、令和2年度(2020年度)から第3次中期計画に取り組んできました。

以下、第3次中期計画を総括し、令和7年度(2025年度)から推進する5年間の第4次中期計画を示します。

【吹田市立博物館の使命】

(1) 地域の文化を継承し、発信拠点となること

地域の文化に関する歴史資料等を調査研究し、市民の共有財産として次世代に継承します。このような情報を展示、普及活動等により発信することで市民の生涯学習活動を支援し、地域の文化を発見、見直し、創造していきます。

(2) 市民が参加し、市民文化の向上に寄与すること

市民の視点に立ち、市民が集い、多様な体験を活かしながら博物館活動へ主体的に参加できる博物館とします。また、ボランティアをはじめとする博物館サポーターにより、学校教育や地域住民等との連携を深め市民生活を豊かな潤いのあるものにします。

平成22年(2010年)5月策定

2 第3次中期計画の総括～これまでの5年間

令和2年度(2020年度)から令和6年度(2024年度)までの第3次中期計画は、使命に基づく4つの大項目で活動目標を設定し、各大項目に2～4の中項目を立て、さらに小項目において具体的な事業内容を示し、取り組んできました。小項目のうち、5年間で重点的に取り組む事業を「重点項目」、基本的かつ経常的な事業を「基本事業」と定めており、以下では主に「重点項目」における成果と課題を総括します。

なお、この5年間においては、令和2年(2020年)1月に確認され、急速に拡大した新型コロナウイルス感染症の影響により、長期休館のほか、事業の変更や縮小を余儀なくされました。5類感染症に移行した令和5年(2023年)5月8日以降は制限なく事業を行っています。

(1) 大項目1 地域の歴史・文化・自然遺産を守り、未来へ伝える博物館

ア 資料収集・保管・活用

- (ア) 重点項目のデータベース構築を令和 5 年度(2023 年度)に完了させ、一部を公開しました。今後さらに充実させていく予定です。
- (イ) 重点収集資料である博覧会関係資料については、令和 2 年度(2020 年度)に多数の寄贈を受け、大阪万博に関する基礎資料を収集しました。同じく重点収集資料の大坂面壇関係資料は、令和 3 年度(2021 年度)に 2 件、令和 4 年度(2022 年度)に 1 件の寄贈を受けました。歴史資料では早田家資料や南野家文書、山田村文書(寄託)、民俗資料では阪本一房・出口座関係資料など、地域の歴史に関わる資料の収集を行いました。

イ 調査研究

調査研究では重点項目を定めていませんが、目標を上回る件数の地域資料調査を毎年度実施し、年 2 回の学芸研究会を開催しました。特別展・企画展に関する調査研究を実施し、展示や図録によって研究成果を公開しました。

(2) 大項目 2 地域文化の情報発信拠点としての博物館

ア 常設展示

- (ア) 重点項目である常設展示のリニューアル計画については、館内で具体的な協議を開始し、公共施設最適化計画に基づき、令和 8~12 年度(2026~2030 年度)を行う予定の大規模改修工事に合わせた計画を策定しました。
- (イ) さわる展示のうち「さわる月間」は、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和 2 年度(2020 年度)、令和 3 年度(2021 年度)は中止しました。令和 4 年度(2022 年度)は市民団体と連携せず実施し、令和 5 年度(2023 年度)からは再び市民団体との連携を得て、ガイドボランティアや点字による資料解説など、視覚障がい者を想定した利用に対応しました。
- (ウ) 新型コロナウイルス感染症のため令和 2 年(2020 年)3 月 6 日以降休止していた常設展示室内の体験展示は、令和 4 年(2022 年)1 月に再開しました。
- (エ) 令和 5 年度(2023 年度)から、「学芸員のおすすめ展示」等としてスポット展示を始め、普段市民の目に触れない館蔵資料を公開する機会となっています。ました。

イ 企画展示

- (ア) 企画展示の中期計画立案を毎年度行いましたが、令和 2 年度(2020 年度)、令和 3 年度(2021 年度)は新型コロナウイルス感染症の影響により計画通りに実施できませんでした。
- (イ) 令和 4 年度(2022 年度)に実施した「神崎川展—川港・吹田のものがたり」は、分野を横断したテーマ展であり、リニューアル予定の常設展示計画に反映できる内容となりました。
- (ウ) 西村公朝資料は、令和 4 年度(2022 年度)に企画展を実施したほか、常設展示室で毎年度公開する機会を設けました。

ウ 地域学習の支援

教育普及事業は、新型コロナウイルス感染症の影響により、実施回数や参加者数の制

限を設けたため全体的に減ったものの、動画配信による公開を含む講演会、講座、体験学習などを可能な限り積極的に実施しました。

エ 情報発信

- (ア) 令和 2 年度(2020 年度)から企画展示の概略をホームページにおいて紹介、講演会を動画配信で公開するなど新たな試みを行いました。
- (イ) 令和元年度(2019 年度)に開始した電子申込システム、令和 4 年度(2022 年度)に開始した SNS(LINE セグメント配信)によりイベント申込者数が急増しました。
- (ウ) 令和 5 年度(2023 年度)にはホームページの更新を行い、スマートフォンやアクセシビリティへの配慮などに対応しました。

(3) 大項目 3 市民と協働し、ともに活動する博物館

ア 市民参画と協働

- (ア) 学校教育と連動した特別企画「むかしのくらしと学校」展に関わるボランティア活動は、新型コロナウイルス感染症による影響により、令和 2 年度(2020 年度)は中止し、令和 3 年度(2021 年度)は活動内容を変更して実施しました。
- (イ) 市民実行委員会による展示事業は、令和 2 年度(2020 年度)、令和 3 年度(2021 年度)は中止し、令和 4 年度(2022 年度)以降は計画通り実施しました。
- (ウ) 令和 4 年度(2022 年度)には博物館に関わるボランティア団体の協力を得て、野外彫刻調査を行いました。

イ 紫金山公園ビジターセンターの整備

そのあり方を含め、市民ニーズを汲み取りながら進めている土木部公園みどり室主体の「紫金山公園魅力向上事業」の中で整理、検討していきます。

(4) 大項目 4 社会とともに歩む博物館

ア 連携

歴史系や自然系博物館、美術館、大学博物館、企業博物館など、北大阪を中心とする 8 市 3 町に所在するおよそ 50 館のミュージアムで構成する北大阪ミュージアム・ネットワークについては、令和元年度(2019 年度)まで開催していたメッセを、文化庁の補助金が獲得できず実施できませんでしたが、令和 2 年度(2020 年度)には「大阪で EXPO を考えるⅢ—大阪万博 50 年—」、令和 4 年度(2022 年度)には「新型コロナウイルスに立ち向かうミュージアム」をテーマとしたシンポジウムを開催し、各館がテーマに関する発表を行い、議論を深めました。

イ 学校教育との連携

- (ア) 令和元年度(2019 年度)に作成を完了した市域エリア別の中学校教材を、GIGA スクール構想に対応し、令和 5 年度(2023 年度)から端末上で教員や生徒が利用できるようにしました。
- (イ) 特別企画「むかしのくらしと学校」展における小学校 3 年生対象の団体見学では、学習内容の改訂に伴い、ニュータウンや市の歴史に関する展示について、ボランティアとコミュニケーションしながら学ぶ新たな活動内容を令和 3 年度(2021 年度)から取

り入れるなど、学校教育室との連携を強化しています。

- (ウ) 令和 5 年度(2023 年度)には、片山中学校が取り組むキャリア教育「ハロージョブプロジェクト」に協力し、中学生がイベントを企画、実施するなど、中学校との連携を進めました。

ウ 人材育成

実習や研修等の受入れは、新型コロナウイルス感染症の影響により、件数や人数が大幅に減少しました。JICA 研修に関する依頼は、令和 2 年度(2020 年度)以降 5 年間ありませんでした。

3 第 4 次中期計画について～これからの 5 年間

第 3 次中期計画は、以上のとおり、新型コロナウイルス感染症による影響を受けた 5 年間でした。市民参画やイベント、依頼講座などの件数や人数は目標に達しない年度がありましたが、博物館事業に関するデジタル化については大きく前進しました。まず、第 2 次中期計画策定時の平成 27 年度(2015 年度)から事業項目となっていたデータベースの構築及び公開を始動させました。データベースの取組は、令和 5 年度(2023 年度)に改正された博物館法において新たに位置付けられた資料のデジタルアーカイブの足掛かりともなり、今後継続して公開など活用を続ける予定です。更に、ホームページのアクセシビリティ向上、動画配信、SNS(LINE セグメント配信)を活用した効果的な情報発信など、社会的なニーズに応じた取組を積極的に行いました。

課題としては、昭和 50 年(1975 年)の市史編纂からおよそ 50 年経過し、館蔵資料ではない市内の資料について、所有者の高齢化や代替わりなどにより、所在を把握することが年々困難となっていることが挙げられ計画的に当該資料の実態把握に取り組む必要があります。また、市民参画についても、市民の参加が年々減少傾向にあるなどの課題が存在します。

他方、令和 7 年度(2025 年度)から令和 11 年度(2029 年度)までの第 4 次中期計画を検討するにあたり、大きく影響を受ける事業として、①博物館大規模改修工事、②紫金山公園魅力向上事業、③府道豊中岸部線整備の 3 点が挙げられます。第 4 次中期計画では、これらの進捗状況によっては計画を見直すことが必要となります。

① 博物館大規模改修工事

大規模改修を令和 8 年度(2026 年度)から令和 12 年度(2030 年度)の間に行う予定であり、同時に常設展示リニューアル及び特別展示室の充実に向けて積極的に協議を進める必要があります。工事の状況によっては安全確保のため休館を検討しますが、その場合も、これまで積み重ねてきた調査・研究、収集・保管、展示・教育などの活動が停滞しないように努めます。

② 紫金山公園魅力向上事業

土木部が主導し、令和 7 年度(2025 年度)に設計、令和 8 年度(2026 年度)に工事、令和 9 年度(2027 年度)から供用開始の予定です。第 3 次中期計画における紫金山公園ビジターセンターの整備については、この事業のなかで整理し、見直します。

③ 府道豊中岸部線整備

佐井寺方面と岸部方面をつなぎ、博物館前を通る道路整備の事業認可が令和 6 年

(2024 年)3 月になされ、令和 9 年度(2027 年度)に工事が開始する予定です。工程によっては休館等の措置を検討することになります。博物館大規模改修工事による休館と同時期に設定できれば影響を最小限にできるが不透明であり、随時調整する必要があります。整備後は博物館へのアクセスが改善される見込みです。

上記 3 点による影響と第 3 次中期計画の総括を踏まえたうえで、次のとおり第 4 次中期計画をまとめました。第 4 次中期計画は、「重点項目」と「博物館の基本的な活動」から成ります。第 3 次中期計画に引き続いて設定した「重点項目」は、この 5 年間にとりわけ重きを置いて取り組む項目であり、3 項目を挙げました。また、「博物館の基本的な活動」は、第 3 次中期計画における基本項目や博物館が行う事業を 8 項目に分類します。

(1) 重点項目

ア 館内リニューアル

(ア) 開館から 30 年以上を経て初めて行う博物館大規模改修工事に伴い、特別展示室の充実をはじめ、常設展示室などではリピーターが飽きることなく新しい気づきを得られるような工夫を取り入れ、さらに 30 年先の大規模改修工事までを見据えた館内のリニューアルを図ります。

(イ) 市民の意見やインクルーシブの視点を大切にし、すべての市民が「博物館に来てよかった」と感じる空間を目指します。

(ウ) 展示や調査研究、資料収集等、博物館が行ってきた約 30 年間の活動の成果を反映した展示室にします。

イ 資料所在確認調査

資料の散逸を防止し、市民の共有財産として永く後世に伝えるため、市史編纂時の記録に基づき、市内に残された資料(主に文書・美術工芸品等)の所在確認調査を行うとともに、寄贈や寄託につながるよう努めます。新たな市史編纂を視野に入れ、第 4 次中期計画の 5 年間以降も各地域の調査を継続して行う予定です。

ウ 市民が集う博物館づくり

平成 22 年度(2010 年度)に市民参画を使命として掲げてから 15 年が経過しており、博物館の市民参画事業を再構築することで、より多くの幅広い世代の市民が交流する場を創造します。

(2) 博物館の基本的な活動

ア 展示活動

特別展、市民参画展示(さわる月間、夏季展示など)、教育普及活動関連展示(実習展など)、常設展示(スポット展示など)など

イ 教育普及活動

依頼講座、授業利用、展示案内、実習など受入れ(職場体験、学生ボランティアなど)、市民参画(夏季展示実行委員会など)、講座・講演会(古文書を読む会など)、刊行物(博物館だより、館報、図録など)、レファレンスなど

ウ 連携・協力事業

市民団体との協働事業、学校教育との連携、その他の連携・協力(北大阪ミュージアム・ネットワークなど)など

エ 調査・研究活動

調査・研究、学芸研究会、研究報告(館報掲載)など

オ 資料収集活動

寄贈、寄託、資料購入など

カ 資料の整理・保管・修復

データベースによる公開、資料データ化、館内環境維持管理など

キ 資料の貸出・特別利用

貸出、調査・閲覧・撮影など

ク 管理運営

博物館協議会、広報など

4 事業評価

第4次中期計画においては、次のとおり事業評価を行います。

(1) 事業評価の目的

中期計画について、その計画の達成度や成果を点検し、評価することで継続的に運営の改善を図るため。

(2) 事業評価の方針について

次のとおり事業評価を行います。

ア 博物館の事業評価は年度ごとに行います。

イ 自己評価は、重点項目ごとに行います。

ウ 外部評価は、重点項目ごとに行います。

(3) 外部評価の評価者

外部評価は、博物館協議会において行います。

(4) 評価基準について

自己評価、外部評価とも AAA～B の4段階で評価する。各段階の評価の判断基準は以下のとおりとします。

AAA…突出して大幅に進歩した。また、特筆すべき業績があった。

AA…目標以上に達成できた。

A…目標を達成できた。概ね順調に計画が進んでいる。

B…目標を達成できなかった。進捗していない。

第4次中期計画 令和7年度(2025年度)～令和11年度(2028年度)

令和7年度(2025年度) 年次計画

吹田市立博物館の使命(ミッション)

(1)地域の文化を継承し、発信拠点となること

・地域の文化に関する歴史資料等を調査研究し、市民の共有財産として次世代に継承します。

・このような情報を展示、普及活動等により発信することで市民の生涯学習活動を支援し、地域の文化を発見、見直し、創造していきます。

(2)市民が参加し、市民文化の向上に寄与すること

・市民の視点に立ち、市民が集い、多様な体験を活かしながら博物館活動へ主体的に参加できる博物館とします。

・ボランティアをはじめとする博物館サポーターにより、学校教育や地域住民等との連携を深め市民生活を豊かな潤いのあるものにします。

平成22年(2010年)5月策定

1 重点項目

(1)館内リニューアル

ア 開館から30年以上を経て初めて行う博物館大規模改修工事に伴い、特別展示室の充実をはじめ、常設展示室などではリピーターが飽きることなく新しい気づきを得られるような工夫を取り入れ、さらに30年先の大規模改修工事までを見据えた館内のリニューアルを図ります。

イ 市民の意見やインクルーシブの視点を大切に、すべての市民が「博物館に来てよかった」と感じる空間を目指します。

ウ 展示や調査研究、資料収集等、博物館が行ってきた約30年間の活動の成果を反映した展示室にします。

【計画】

年度	段階	目標・実績		自己評価	外部評価
R7	庁内協議	【目標】	・利用者や地域住民を対象としたアンケート等を行います。その結果をふまえ、基本方針及び展示原案を作成します。		
		【実績】			
▼					
R8	庁内協議	【目標】	・基本方針及び展示原案をもとに庁内協議を行い、リニューアル案を確定します。		
		【実績】			
▼					
R9	設計	【目標】	・リニューアル案をもとに設計を行います。 ・休館予定やリニューアルをPRする広報活動について計画します。		
		【実績】			
▼					
R10	工事	【目標】	・リニューアルをPRする広報活動を実施します。		
		【実績】			
▼					
R11	オープン	【目標】	・リニューアルオープン事業を実施し、広くPRします。		
		【実績】			

※令和10年度(2027年度)に工事を想定した場合の計画を示しています。

(2) 資料所在確認調査

資料の散逸を防止し、市民の共有財産として永く後世に伝えるため、市史編纂時の記録に基づき、市内に残された資料(主に文書・美術工芸品等)の所在確認調査を行うとともに、寄贈や寄託につなげるよう努めます。新たな市史編纂を視野に入れ、第4次中期計画の5年間で以降も各地域の調査を継続して行う予定です。

【計画】

年度	段階	目標・実績		自己評価	外部評価
R7	調査計画作成	【目標】	・市史編纂資料目録の確認、調査先確認、調査対象のリスト化します。 ・以降の調査計画を作成します。		
		【実績】			
▼					
R8	調査①	【目標】	・調査計画に基づき当年度予定の調査を実施します。		
		【実績】			
▼					
R9	調査②	【目標】	・調査計画の見直し、当年度予定の調査を実施します。 ・前年度の調査報告を館報等において公表する予定です。		
		【実績】			
▼					
R10	調査③	【目標】	・調査計画の見直し、当年度予定の調査を実施します。 ・前年度の調査報告を館報等において公表する予定です。		
		【実績】			
▼					
R11	調査④	【目標】	・調査計画の見直し、当年度予定の調査を実施します。 ・前年度の調査報告を館報等において公表する予定です。		
		【実績】			

(3) 市民が集う博物館づくり

平成22年(2010年度)に市民参画を使命として掲げてから15年が経過しており、博物館の市民参画事業を再構築することで、より多くの幅広い世代の市民が交流する場を創造します。

【計画】

年度	段階	目標・実績		自己評価	外部評価
R7	課題整理	【目標】	・現在博物館で活動中の市民や外部有識者からのヒアリング、他館の事例調査を行い、現在の市民参画の課題等を整理します。		
		【実績】			
▼					
R8	事業案作成	【目標】	・引き続き調査等を行い、新しい市民参画推進事業案を作成します。		
		【実績】			
▼					
R9	事業開始	【目標】	・新しい市民参画推進事業案に基づき事業を始動します。		
		【実績】			
▼					
R10	追加事業検討	【目標】	・リニューアルオープン後の追加事業を検討します。		
		【実績】			
▼					
R11	追加事業開始	【目標】	・リニューアルオープン後の追加事業を始動します。		
		【実績】			

2 博物館の基本的な活動

令和7年度(2025年度)

【計画/見込み】

大項目	事業項目	事業名	回数/件数等		合計	
(1)展示活動	企画展示	特別展	実施回数	2回	観覧者数	2,000人
		市民参画展示	実施回数	3回	観覧者数	4,000人
	教育普及活動 関連展示	博物館実習展	実施回数	1回	観覧者数	350人
		出張展示(建都ライブラリー)	展示替えを含む 実施回数	2回	-	-
	常設展示	スポット展示	実施回数	6回	-	-
(2)教育普及活動	依頼講座	新規採用職員研修	実施回数	1回	参加人数	100人
		関西大学「吹田市と関西大学」(隔年、次回はR8)	実施回数	-	参加人数	-
		出前講座	実施回数	20回	参加人数	500人
		小学校(特別企画以外)	受入校数	1校	人数	50人
	授業利用	中学校	受入校数	1校	人数	40人
		大学	受入校数	2校	人数	50人
		展示案内	実施回数	5回	人数	50人
	実習など受け入れ	職場体験	受入校数	3校	人数	6人
		ハロージョブ	受入校数	1校	人数	40人
		大学生インターンシップ/ボランティア	受入校数	2校	人数	4人
		学芸員実習	受入校数	13校	人数	25人
	市民参画	特別企画ボランティア	活動日数	30日	のべ活動人数	250人
		さわる月間	活動日数	6日	のべ活動人数	45人
		夏季展示実行委員会	活動日数	40日	のべ活動人数	250人
	講座・講演会	古文書を読む会	実施回数	4回	のべ参加人数	80人
		新春特別館長講演会	実施回数	1回	参加人数	100人
	刊行物	博物館だより	発行回数	1回	-	-
		館報	発行回数	1回	-	-
		図録	発行回数	1回	-	-
	レファレンス		質問件数	40回	-	-
(3)連携・協力事業	市民団体との 協働事業	観梅会(紫金山みどりの会との共催)	実施回数	1回	参加人数	60人
		お花見コンサート	実施回数	1回	参加人数	150人
	学校教育との連携	特別企画展授業プログラム(館内)	実施校数	25校	人数	2,500人
		特別企画展授業プログラム(出前)	実施校数	10校	人数	1,000人
		教員研修会(隔年、次回はR8)	実施回数	-	参加人数	-
	その他の連携・協力	北大阪ミュージアム・ネットワーク(イベント)	実施回数	1回	参加人数	50人
		西国街道連携事業	実施回数	1回	参加人数	30人
		吹田郷土史研究会との連携	実施回数	1回	参加人数	30人
(4)調査・研究活動	調査・研究		調査件数	13件	-	-
	学芸研究会		実施件数	2件	-	-
	研究報告(館報)		掲載件数	1件	-	-
(5)資料収集活動	寄贈		受贈件数	13件	受贈点数	750点
	寄託		受託件数	2件	受託点数	1,000点
	資料購入		購入件数	4件	購入点数	30点
(6)資料の 整理・保管・修復	データベースによる公開		公開件数	50件	購入点数	30点
	資料データ化		実施件数	4件	購入点数	20点
	館内環境維持管理	収蔵環境維持管理(年度内2回)	実施回数	2回	-	-
(7)資料の 貸出・特別利用	貸出		実施件数	3件	-	-
	調査・閲覧・撮影		実施件数	10件	-	-
(8)管理運営	博物館協議会		開催回数	2回	-	-
	広報	SNS活用	投稿回数	30回	-	-

※数値は過去5年間の実績を参考に設定しています。

(参考資料)

第3次中期計画 令和2年度(2020年度)～令和6年度(2024年度)

【使命①】地域の文化を継承し、発信拠点となること		
(大項目)1. 地域の歴史・文化・自然遺産を守り、未来へ伝える博物館		
(中項目)①資料の収集・保管・活用		
(小項目)a. データベースの構築		(重点項目)
b. 資料の収集		(基本事業)
c. 収蔵環境の維持		(基本事業)
d. 収蔵資料の活用		(基本事業)
(中項目)②調査研究		
(小項目)a. 地域史に関する調査研究		(基本事業)
b. 博物館運営に関する調査研究		(基本事業)
c. 学芸研究会		(基本事業)
(大項目)2. 地域文化の情報発信拠点としての博物館		
(中項目)①常設展示		
(小項目)a. リニューアル		(重点項目)
b. さわる展示		(重点項目)
c. 常設展示の改善・充実		(基本事業)
(中項目)②企画展示		
(小項目)a. 企画展示の開催		(重点項目)
b. 西村公朝資料の展示と活用		(重点項目)
c. 企画展示の中期計画立案		(基本事業)
(中項目)③地域学習の支援		
(小項目)a. 多様なイベントの実施		(重点項目)
b. 出前講座・依頼講座		(基本事業)
c. レファレンス業務		(基本事業)
(中項目)④情報発信		
(小項目)a. ホームページ		(基本事業)
b. ソーシャルメディアの活用		(基本事業)
c. 広報の充実		(基本事業)
【使命②】市民が参加し、市民文化の向上に寄与すること		
(大項目)3. 市民と協働し、ともに活動する博物館		
(中項目)①市民参画と協働		
(小項目)a. ボランティア活動の支援		(重点項目)
b. 市民実行委員会による展示事業		(重点項目)
c. アンケートの実施		(基本事業)
d. 博物館事業への市民の参画		(基本事業)
e. 市民団体との協働事業		(基本事業)
(中項目)②紫金山公園ビジターセンターの建設準備		
a. 紫金山公園ビジターセンターの建設		(基本事業)
(大項目)4. 社会とともに歩む博物館		
(中項目)①連携		
(小項目)a. 北大阪ミュージアム・ネットワーク		(重点項目)
b. 他機関との連携事業		(基本事業)
(中項目)②学校教育との連携		
(小項目)a. 学校教育による利用の促進		(重点項目)
b. 学校教育への支援		(基本事業)
(中項目)③人材育成		
(小項目)a. 実習・研修等の受け入れ		(基本事業)

第4次中期計画 令和7年度(2025年度)～令和11年度(2029年度)

【使命】 ①地域の文化を継承し、発信拠点となること ②市民が参加し、市民文化の向上に寄与すること	
(重点項目)	
1.館内リニューアル	(1-②-a、2-①-a、2-②-b)
2.資料所在確認調査	(1-②-a)
3.市民が集う博物館づくり	(3-①-a、3-①-b、3-①-d、3-①-e)
(博物館の基本的な活動)	
(大項目)1.展示活動	(1-①-d、2-①-b、2-①-c、2-②-a、2-②-b、3-①-b)
(事業項目) 企画展示	
教育普及活動関連展示	
常設展示	
(大項目)2.教育普及活動	(2-③-a、2-③-b、2-③-c、3-①-a、3-①-b、3-①-d、4-②-b、4-③-a)
(事業項目) 依頼講座	
授業利用	
展示案内	
実習など受入れ	
市民参画	
講座・講演会	
刊行物	
レファレンス	
(大項目)3.連携・協力事業	(2-③-a、3-①-d、3-①-e、4-①-a、4-①-b、4-②-a)
(事業項目) 市民団体との協働事業	
学校教育との連携	
その他の連携・協力	
(大項目)4.調査・研究活動	(1-②-a、1-②-b、1-②-c)
(事業項目) 調査・研究	
学芸研究会	
研究報告(館報)	
(大項目)5.資料収集活動	(1-①-b)
(事業項目) 寄贈	
寄託	
資料購入	
(大項目)6.資料の整理・保管・修復	(1-①-a、1-①-c)
(事業項目) データベースによる公開	
資料データ化	
館内環境維持管理	
(大項目)7.資料の貸出・特別利用	
(事業項目) 貸出	
調査・閲覧・撮影	
(大項目)8.管理運営	(2-④-a、2-④-b、2-④-c)
(事業項目) 博物館協議会	
広報	

※括弧内の記号は第3次中期計画の項目との関連性を示しています。

すいた夏休み自習室2024

※2ページ目からの一覧は
令和6年(2024年)7月20日(土)～
8月25日(日)時点の状況です。
※内容については、随時更新します。
※席の予約はできません。
※各施設ごとに利用ルールがあります。
ルールを守ってご利用ください

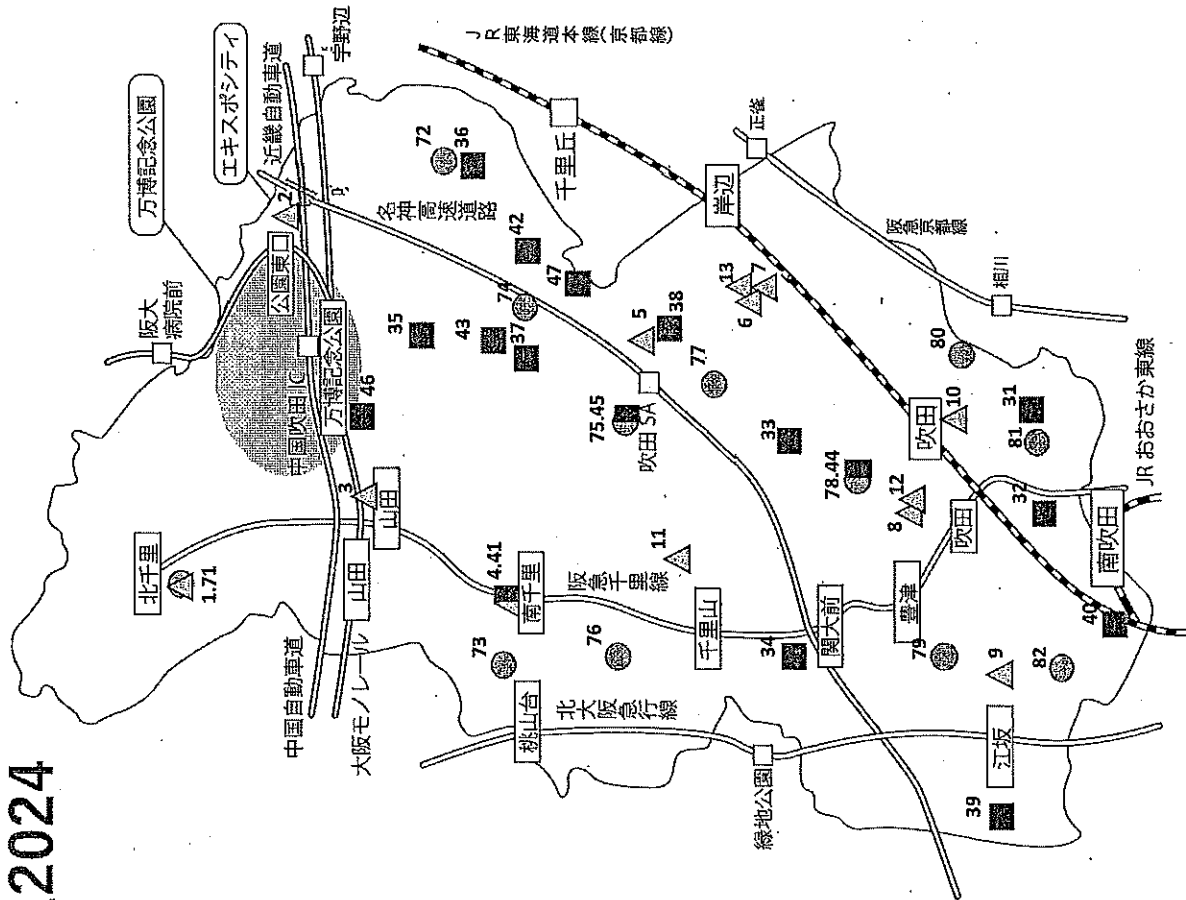
◆児童会館・児童センターについて
・遊びのスペースもあるため必ずしも
静かな環境ではありません。
図書館を自習スペースとして使用している
場合もあります。
・来館時に使用証を提示ください。
・使用証をお持ちでない場合は、
事前に交付手続きが必要です。
・食事(お家から持ってきたお弁当など)
は12時～午後1時(※)の間であれば、
各館で決められたお部屋で食べられます。
(※一部の施設では時間帯が異なります。
一覧でご確認ください。)

児童会館・児童センター	住所	席数
71 北千里児童センター	古江台3-8-1	36
72 千里丘児童会館	千里丘上26-19	8
73 竹島台児童センター	竹島台3-5-3	26
74 山田西児童センター	山田西1-5-1	19
75 五月が丘児童センター	五月が丘西5-1	12
76 千里山竹園児童センター	千里山竹園2-1-5	16
77 原町児童センター	原町4-26-8	14
78 朝日が丘児童センター	朝日が丘西15-1	18
79 豊一児童センター	豊永町3-7-13	10
80 高城児童会館	高城町6-2	10
81 赤町児童センター	赤町2-8-16	14
82 南吹田児童センター	南吹田5-21-27	10

(令和6年(2024年)7月5日更新)

児童会館・児童センター	住所	席数
1 北千里児童会館	古江台3-8-1	20
2 くるくるプラザ (吹田市資源リサイクルセンター)	千里万博公園4-3	24
3 ゆいぴあ(夢つながり未来館)	山田西4-2-43	114
4 フコルタ(市民公民活動センター)	津島台1-2-1	8
5 SFA(吹田市国際交流協会)	岸部北4-10-1	18
6 青少年クリエイティブセンター	岸部中1-16-1	30
7 緑都ライブラリー	岸部新町2-31	12
8 中央図書館	出口町18-9	150
9 江坂図書館	江坂町1-19-1	20
10 さんくす図書館	朝日町3-501	8
11 千里山・佐井寺図書館	千里山松が丘25-2	25
12 男女共同参画センター(デュオ)	出口町2-1	14
13 交流活動館	岸部中1-22-2	61

公民館	住所	席数
31 吹一地区公民館	内本町3-19-21	5
32 吹六地区公民館	南清和園町40-1	未定
33 千一地区公民館	原町2-12-2	未定
34 千三地区公民館	千里山西1-12-1	8
35 山一地区公民館	山田東2-33-1	10
36 山二地区公民館	千里丘上23-19	10
37 山三地区公民館	山田西1-26-2	40
38 津二地区公民館	岸部北4-15-20	10
39 豊二地区公民館	豊津町47-1	15
40 吹田南地区公民館	南吹田4-18-15	12
41 南千里地区公民館	津島台1-2-1	10
42 南山田地区公民館	山田市場18-6	10
43 西山田地区公民館	山田西2-5-1	8
44 片山地区公民館	朝日が丘西15-1	10
45 東佐井寺地区公民館	五月が丘西5-1	15
46 北山田地区公民館	山田東4-43-20	10
47 山五地区公民館	山田南45-13	15



1 標題（☐ 協議 ☒ 報告 ☐ レク）

吹田市立自然の家での飲酒に対する方針について

2 目的（結論・到達点）

飲酒について、時間や場所等のルールを作り、試行的に飲酒を認める
※ホームページで周知を図る

3 現状・課題

現在、飲酒については青少年施設であったころの経過から原則禁止として飲酒の可否は施設案内やホームページ等でも明記はしていない。

問合せがあった場合に、「原則禁止だが、他団体との利用の関係を考慮のうえ、場所と時間を指定してたしなむ程度なら可能」という説明をしている。しかし、「飲酒は、絶対禁止と思っていた」など公平性に課題が出ている。

全世代利用可能施設の設置目的に変更したことで、「大人だけの利用なのでルールを定めてある程度は認めてほしい」など利用者からの意見が寄せられている。

4 これまでの協議の論点・経過

吹田市立少年自然の家は、令和2年4月より「吹田市立自然の家」として、幼児から高齢者まで誰もが環境学習、自然体験学習ができる生涯学習施設となり指定管理者制度を導入して運営管理を行っている。

令和5年11月の社会教育委員会議において、衛生管理を徹底することや子供たちへの配慮、時間や場所等の一定のルールを決めて飲酒を認めていく方向性については理解できるご意見をいただいた。

5 ルール

前提として、社会教育施設であり、一般的なホテル、旅館のような宿泊施設ではないため、飲酒を推奨するわけでは無いことを基本とする。

そのうえで、自然の家ホームページで下記のルールを掲載する。

- ① 飲酒時間をおおむね午後5時～午後9時とする。（後片付けの時間を含む）
- ② 飲酒のできる場所は、野外食堂（自炊場）のみとする。
- ③ 他の利用者の迷惑にならない範囲で認める。
- ④ ゴミは基本持ち帰り。

6 スケジュール

社会教育委員会議終了後に準備が整い次第、速やかに実施する。

吹田市立自然の家での飲酒について(試行実施)

飲酒については、以下のルールを守ってください。

また、当施設での飲酒については、一定のルールを決めて試行的に認めていますが、状況によってルールを変更する場合があります。

[飲酒におけるルール]

① 飲酒の時間帯について

おおむね午後5時～午後9時までの時間内でお願いします。

※ 準備や後片付けの時間を含みます。

② 飲酒ができる場所について

野外食堂(自炊場)のみです。

※ 館内での飲酒や通路での飲み歩きは控えください。

③ ごみの処理について

ゴミについては、基本的に持ち帰りをお願いしています。持ち込まれた飲料の空き缶、空き瓶、ペットボトル等はすべてお持ち帰りください。

④ その他

節度ある飲酒を心がけ、過度な飲酒は控えるようお願いします。

※ 有事の際に備え、ハンドルキーパー(お酒を飲まない人)を必ず設けてください。

※ 他団体の利用がある場合は、トラブルを避けるため飲酒をお断りする場合があります。

※ 飲酒によるトラブルについては、当施設では責任を負いかねます。

※ なお、飲酒等のルールが守られない場合は、即時退去をお願いし、次回からのご利用を認めない場合があります。

ご利用されるみなさんがお互いに気持ちよく過ごしていただけるよう、ご理解とご協力をお願いします。

令和6年（2024年）7月23日
地域教育部青少年室1 標題（☐ 協議 ☒ 報告 ☐ レク）

令和6年度 太陽の広場委託モデル事業の進捗について

2 現状・実績

太陽の広場委託モデル事業を令和6年度から2年間で検証するため、山田第一小学校と江坂大池小学校の2校を開催場所とし、民間事業者と委託契約を締結し、現在2校において同事業を実施

(1) 山田第一小学校（受託事業者：（株）エデュケーショナルネットワーク）ア 活動場所

- ・屋外運動場（ドッジボール、おにごっこなどの自由遊び）
- ・図工室又は家庭科室（宿題、折り紙など）

※夏季休業時は、暑さ対策として屋内活動のみ

イ 基本活動日数等

- ・課業日 週2日（放課後）
- ・長期休業時 週3日（午前中）

ウ 活動実績

- （5月実施分） ・ 8回実施 ・ 1回あたりの平均参加児童数 約30人
- （6月実施分） ・ 8回実施 ・ 1回あたりの平均参加児童数 約43人

エ フレンド（6名登録）

- ・周辺地域住民、同校保護者 ※現場責任者は受託事業者の従業員

オ 児童の受付（入退管理）

- ・児童の個人カード（QRコード付）をスマートフォンにかざして入退時間管理

(2) 江坂大池小学校（受託事業者：NPO法人スポキッズ）ア 活動場所

- ・屋外運動場（ドッジボール、おにごっこなどの自由遊び）
- ・高学年図書室及び低学年図書室（宿題、折り紙、本読みなど）

※夏季休業時は、暑さ対策として屋内活動のみ

イ 基本活動日数等

- ・課業日 週2日（放課後）
- ・長期休業時 週3日（午前中）

ウ 活動実績

- （5月実施分） ・ 8回実施 ・ 1回あたりの平均参加児童数 約56人
- （6月実施分） ・ 7回実施 ・ 1回あたりの平均参加児童数 約82人

エ フレンド（5名登録）

- ・周辺地域住民、同校保護者、他校フレンド経験者 ※現場責任者は受託事業者の従業員

オ 児童の受付（入退管理）

- ・タブレットに登録済の児童氏名を呼び出し、画面タッチをすることで入退時間管理

5 スケジュール予定

- 9月に夏期休業中までの開催状況を集約、10月中に1学期までの分析をまとめる。
- 1月に冬期休業中までの開催状況を集約、2月中に2学期までの分析をまとめる。
- 令和7年4月に春期休業中までの開催状況を集約、5月中に3学期までの分析をまとめる。
- 令和7年6月に民間委託モデル事業の分析をまとめる。

少年自然の家などの宿泊施設の飲酒対応に関する調査結果一覧表(令和5年7月30日現在)

	施設名及び定員	酒類の 販売	酒の 自動販 売機	飲酒の可否	飲酒等の指定場 所	飲酒可能な時間
1	大阪府立少年自然の家(指定管理) 宿泊400人、キャンプ200人	有	無	条件付きで認めている。 交流の場でニーズが高い。持ち込みはできない。食堂・バーベキューガーデン等で販売。事前にオードブルの予約もできる。食堂(21:00まで)バーベキューガーデン(20:00まで) 酒の販売の目安(1人 350ml×3本程度)	食堂・バーベ キューガーデン	営業時間 内
2	大阪府立青少年海洋センター(指定管理) 宿泊300人	無	無	認めている。 一般利用(家族中心)で持ち込み飲酒は有。	指定なし	消灯 (22:30) まで
3	大阪市立信太山青少年野外活動センター(指定管理) 宿泊358人、キャンプ不明	無	無	常識の範囲内で認めている。	宿泊室と食堂以外はOK	特に指定 なし
4	大阪市立青少年センター(指定管理) 宿泊126人	有	有	部分的に認めている。 宿泊棟に自販機1台あり、食堂はパーティー等で飲酒は可能。 *持ち込みは禁止。	宿泊室(9F)・ 食堂(10F)	24:00まで
5	茨木市青少年野外活動センター SORA(直営) キャンプ400人	無	無	認めていない。 条例施行規則で飲酒を認めていない条項が定められている。	—	—
6	四条畷市立野外活動センター(直営) 宿泊350人	無	無	基本認めていない。 ただし、バーベキューで乾杯の1杯程度は認めている。 また、巡回を行っている。受付段階の電話にて、飲酒についての注意事項を説明している。	—	—
7	兵庫県立家島自然体験センター(指定管理) 定員不明	有	無	認めている 持ち込みOK。窓口販売(7:30～21:00)。節度ある対応を電話及び当日に周知。 ※海沿い施設のため、過去に飲酒し死亡事故が1件発生している。施設自体がキャンプ場で発足。	指定なし	特に指定 なし
8	宝塚市立自然の家(指定管理) 日帰り施設	無	無	基本的に認めていない 野外でのバーベキューにて持込で飲酒している家族はある。(黙認)。	指定なし	特に指定 なし
9	西脇市立青年の家(指定管理) 宿泊200人	無	無	認めていない	—	—
10	加古川市立自然の家(直営) 宿泊200人、キャンプ200人	無	無	条件付きで認めている	宿泊館多目的室	23:00まで
11	神戸市立自然の家(指定管理) リニューアル工事中	有	有	認めている 基本は夕食時(バーベキュー・オードブル等) *キャビンは持ち込み	食堂	営業時間 内

少年自然の家などの宿泊施設の飲酒対応に関する調査結果一覧表(令和5年7月30日現在)

	施設名及び定員	酒類の 販売	酒の 自動販 売機	飲酒の可否	飲酒等の指定場 所	飲酒可能な時間
12	京都市野外活動施設 花背山の家 (直営) 宿泊330人	有	有	条件付きで認めている 一般利用に対して認めている。食堂での飲酒は、オードブルなど注文した団体にオプションとして販売し持ち込みは不可。ミテイングルーム及び自炊場は持ち込み可。	ミーティング ルーム・自炊 場・食堂	ミーティングルーム (18:00～22:00) 自炊場(18:00～ 19:30) 食堂(18:00～ 20:00)
13	国立曽爾自然の家 (独立行政法人) 宿泊400人	無	有	条件付きで認めている 飲酒は懇親会でプログラムの一環として事前に申し込んでいただき施設で判断し場所・時間を伝える。宿泊施設内はだめ。現在5月より新型コロナウイルス感染症が5類になり運営方針を見直し、決まりを作っている。	目的に応じて指 定 (宿泊室以外)	活動時間 内
14	滋賀県立希望が丘文 化公園 (指定管理) 宿泊300人	無	無	認めている キャンプ場・ピクニックランド(バーベキューコー ナー)以外はだめ。時間は定めていない。	キャンプ場・ピ クニックランド (バーベキュー コーナー)	特に指定 なし
15	滋賀県立びわ湖こど もの国 (指定管理) 定員不明	無	無	県からは禁止とは聞いていない 食堂営業時間(17:30～19:30)	食堂	営業時間 内
16	彦根市荒神山自然の 家 (指定管理) 宿泊166人	無	無	条件つきで認めている 使用規則に可能と書いていないため、利用者判断として いる。 *1か月前の打合せで確認する。 飲酒する場合は下見で飲酒の注意事項を伝える。 例えば、飲酒だけの団体はだめ、飲酒運転はだめ、 節度を持った行動をなど。	要相談(学習 室・食堂一部)	活動時間 内
17	家族旅行村ビラデス ト今津 (財団法人) 定員不明	有	有	基本規則なし バーベキュー場(20時まで)・レストラン(21時ま で)	バーベキュー 場・レストラン	営業時間 内
18	大津市立葛川少年自 然の家(直営) 宿泊200人	無	無	認めていない	—	—
19	和歌山県立紀北青少 年の家(指定管理) 宿泊236人、キャンプ200 人	無	無	認めている (許可した団体のみ) プログラム等で団体ごとに指定す る。 規程ではOK。7年前から飲酒願いを提出してもらい許 可書を出している。	こどもの活動と 重ならない場所 を指定(研修室 等)	活動時間 内 22:00まで
20	和歌山県立潮岬青少 年の家(指定管理) 宿泊148人	無	無	原則は認めていない ただし、大人・家族の団体は節度を保って部屋を離す などで対応。	指定なし	消灯まで
21	和歌山県立白崎青少 年の家(指定管理) 宿泊200人、キャンプ200 人	無	無	認めている 消灯後、部屋で飲むなど、他の利用者に迷惑をかけ ない範囲で黙認している。複数団体の利用の場合は、出 来る限り遠慮してほしいと伝えている。	指定なし	消灯 (22:00ま で)

竹内譲次選手のバスケット講座

開催日時

2024

8/25 日

10:00~11:30

参加費
無料

記念撮影
サイン会
あり

参加対象者

吹田市内の
小学4年生から6年生

40名（多数抽選）

開催場所

北千里市民体育館

JOJI TAKEUCHI

講師：竹内 譲次

プロフィール 東佐井寺小学校、佐井寺中学出身
元日本代表として活躍
現大阪エヴェッサ キャプテン

※2023-2024シーズン撮影

●持ち物：運動のできる服装、バスケットシューズまたは体育館シューズ、タオル、水分補給用の飲み物

お申し込みは
こちらから

注意事項

1. 自転車は駐輪場をご利用ください。2. 車でのお越しはお控えいただき、公共交通機関をご利用ください。3. 着替えが必要な場合は、体育館の更衣室をご利用ください。4. 負傷などの事故について、応急手当てのほか主催者でその責を負いません。5. お申込み時に頂いた個人情報は、本講座の名簿の作成およびご案内の連絡のみに使用いたします。6. 自然災害等の発生によりイベントを中止する場合は、吹田市教育委員会からメールにてご連絡いたします。

お問い合わせ先

吹田市教育委員会 まなびの支援課
TEL 06-6155-8264 FAX 06-6155-8876
Eメール sgmanabi@city.suita.osaka.jp

申込期間

7月20日（土）～8月13日（火）

共催：吹田市教育委員会 大阪エヴェッサ

1 国重要無形文化財の指定について

(1)名称 「浪曲語り」

(2)概要

浪曲は浪花節とも呼ばれ、三味線とともに、物語を「節」と「啖呵」で語る、語り物です。江戸末期に成立し、明治時代以降、寄席の芸能として定着し、レコードの存在によって全国に普及しました。

浪曲語りは、曲節にのせて、感情を歌い上げ、また物語を説明する「節」と、歌わず物語を運ぶ「啖呵」によって語る技法です。浪曲三味線の演奏とともに多様な登場人物の喜怒哀楽や情を、磨かれた「節」と「啖呵」で情感豊かに語り上げるもので、高度な芸術的表現力を要するものです。

以上のように、浪曲語りは、芸術上特に価値が高く、我が国の芸能史上特に重要な地位を占める技法です。

2 保持者の認定について

(1)保持者

氏名 福本 一光 (芸名 京山 幸枝若)

生年月日 昭和29年4月1日(満70歳)

住所 大阪府吹田市

(2)保持者の特徴

伝統的な浪曲語りの技法を高度に体现する浪曲師として活躍し、卓越した技量を示されています。また、浪曲の発展及び後進の指導・育成にも尽力されています。

(3)保持者の概要

声、節、啖呵の三拍子が揃い、力強く伸びやかに響かせる高音、緩急自在の節と啖呵によって作品世界を情感豊かに語る芸によって高い評価を受けておられます。

また、自身の高座活動とともに後進の指導・育成にも尽力され、さらに公益社団法人浪曲親友協会の会長を長く務めて、浪曲語りの継承、関西浪曲界の発展にも寄与しておられます。

[参考]

重要無形文化財の指定制度及び保持者等の認定制度

我が国の伝統的な芸能や工芸技術のうち、芸術上又は歴史上価値の高いものを重要無形文化財として指定し、これらのわざの高度な体现者・体得者をその保持者又は保持団体として認定します。

市内重要無形文化財一覧

名称	員数	保持者	所在地	指定 年月日	備 考
能囃子方太鼓	1	三島 元太郎	吹田市高浜町	H26. 10. 23	
浪曲語り	1	京山 幸枝若	吹田市		

国登録記念物の登録について

<新登録される登録記念物(名勝地関係)>

日本万国博覧会記念公園日本庭園(にほんばんこくはくらんかいきねんこうえんに
ほんていえん)

<所在地>

大阪府吹田市万博公園41番1 外3筆

<概要>

日本万国博覧会記念公園日本庭園は、吹田市北部の千里丘^{せんりきゅうりょう}陵に位置し、昭和45(1970)年に開催された日本万国博覧会において国の出展施設として整備された庭園です。総面積は約25haに及び、全国でも有数の規模を誇ります。

園内は4つの区画に分けられ、西から東に向けて上代、中世、近世、現代の特徴を表現した庭園が設けられています。さらに、それぞれの庭園の地形、地割や水景を溪流がつなぎ、万国博覧会のテーマである「人類の進歩と調和」を表現した意匠となっています。

上代地区には泉と滝、中世地区には大きな洲浜^{すはま}、枯山水^{かれさんすい}や2棟の茶室が設けられています。近世地区には「心字池^{しんじいけ}」を中心としてその向こうに芝浜が築かれ、現代地区には段々畑を象徴的に表した斜面花壇^{こいけ}や「鯉池^{いけ}」のほか、蓮池^{はすいけ}、菖蒲田^{しょうぶた}があります。

作庭にあたっては、博覧会のテーマとともに、伝統的な庭園技術及び当時の最新技術を提示すること、多くの来園者へ憩いの場を提供するために画期的な広さを確保することが意図されました。また計画当初から「現代の代表的な庭園」として永久に残すことが意識され、博覧会開催当時の時代を特徴づける造形を伝えています。

日本万国博覧会記念公園日本庭園は、このように広大な敷地に上代から現代までの日本庭園の歴史と調和を表現しており、造園文化の発展に寄与した意義深い事例であるといえます。



日本万国博覧会記念公園日本庭園 上代：「滝」(大阪府提供)



日本万国博覧会記念公園日本庭園
近世：心字池と点景の雪見灯籠ならびに遠景の芝山(大阪府提供)

吹田市指定・登録等文化財一覧

国指定文化財 9 件

令和6年(2024年) 4 月 1 日現在

	種別	名称	指定年月日	所在地 (所有者又は保管者等)	備考	種別	員数
1	史跡	吉志部瓦窯跡	S46(1971). 6. 23	岸部北 4 (吉志部神社・吹田市)	平安時代	記念物	1 群
2	史跡	七尾瓦窯跡	S55(1980). 3. 24	岸部北 5 (吹田市、他)	奈良時代	記念物	1 群
3	重要文化財	石枕	S36(1961). 2. 17	山手町 3 (関西大学)	古墳時代 天理市柳本町 出土(蛇紋岩 製)	美術工芸品	1 個
4	重要文化財	河内国府遺跡出土品 石製けつ状耳飾 石製丸玉 縄文式鉢形土器 高杯形土器 籠形土器残欠 銅鏃 附土器残欠	S39(1964). 5. 26	山手町 3 (関西大学)	縄文・弥生 時代 藤井寺市 国府出土	美術工芸品	21個
5	重要文化財	旧西尾家住宅 7 棟 主屋 積翠庵 離れ西棟 離れ東棟 戊亥土蔵 戊亥角土蔵 米蔵 土地	H21(2009). 12. 8	内本町 2 (国、管理団体 吹田 市)	江戸・明治 時代	建造物	7 棟
		外堀 内堀	R元(2019). 9. 30				
6	重要文化財	野中古墳出土品 鉄製品ほか	H27(2015). 9. 4	山田丘 (大阪大学)	藤井寺市 野中出土	美術工芸品	322点
7	重要有形民 俗文化財	おしらさまコレク ション	S30(1955). 2. 3	千里万博公園 (国立民族学博物館保管)		民俗文化財	33体
8	重要有形民 俗文化財	背負運搬具コレク ション	S30(1955). 2. 3	千里万博公園 (国立民族学博物館保管)		民俗文化財	62点
9	重要無形 文化財	能囃子方太鼓	H26(2014). 10. 23	高浜町(三島元太郎)		無形文化財	

国登録文化財 30件

(建造物は1棟ごとに登録、簡文館はH30. 11. 2 付で登録抹消)

	種別	名称	登録年月日	所在地 (所有者又は保管者等)	備考	種別	員数
1	有形文化財	千里寺本堂	H14(2002). 2. 14	千里山西 1 (千里寺)	昭和初期の宮殿建築(大嘗祭饗宴場の一部)	建造物	1 棟
2	有形文化財	大光寺太子館	H14(2002). 6. 25	岸部中 5 (大光寺)	昭和初期の和洋折衷の仏堂	建造物	1 棟
3	有形文化財	中西家住宅	H15(2003). 7. 1	岸部中 4 (個人・吹田市)	江戸時代後期・明治の大型民家建築	建造物	7 棟
4		主屋 1 棟					
5		勘定部屋 1 棟					
6		内蔵 1 棟					
7		土蔵 1 棟					
8		土蔵 1 棟					
9		長屋門 1 棟					
		キザラ(木小屋) 1 棟					
10	有形文化財	榎原家住宅	H16(2004). 6. 9	豊津町 (個人)	江戸時代後期・明治の大型民家建築	建造物	6 棟
11		主屋 1 棟					
12		長屋門 1 棟					
13		東土蔵 1 棟					
14		旧米蔵 1 棟					
15		西土蔵 1 棟					
16		掛塀 1 棟					
16	有形文化財	岡田家住宅	H18(2006). 10. 18	千里山西 5 (個人)	昭和初期の郊外型住宅	建造物	1 棟
17	有形文化財	亘家住宅	H18(2006). 10. 18	内本町 2 (個人)	江戸中期・後期・明治の大型民家建築	建造物	5 棟
18		主屋 1 棟					
19		離れ 1 棟					
20		長屋門 1 棟					
21		土蔵 1 棟					
22	有形文化財	山本家住宅	R元(2019). 12. 5	佐井寺 2 (個人)	江戸後期～大正後期の民家建築	建造物	3 棟
23		主屋 1 棟					
24		東土蔵 1 棟					
25	有形文化財	永井家住宅 主屋 1 棟	R 2 (2020). 4. 3	長野東 (個人)	大正12年頃の住宅	建造物	2 棟
26		土蔵 1 棟					
27	有形文化財	太陽の塔	R 2 (2020). 8. 17	千里万博公園(大阪府)	1970年開催の日本万国博覧会の建築物	建造物	1 棟
28	有形文化財	本山彦一蒐集考古資料	H23(2011). 6. 27	山手町 3 (関西大学)		美術工芸品	18,945 点
29	記念物	旧中西氏庭園	H25(2013). 8. 1	岸部中 4 (個人・吹田市)	近世後期～近代に造営・改修された庭園	記念物	1
30	記念物	旧西尾氏庭園	H25(2013). 8. 1	内本町 2 (国・管理団体 吹田市)	明治～大正時代に造営・改修された庭園	記念物	1

大阪府指定文化財 10件

	種別	名称	指定年月日	所在地 (所有者又は保管者等)	備考	種別	員数
1	有形文化財	木造准胝観音菩薩立像	S45(1970). 2.20	山田東3 (圓照寺)	平安前期	美術工芸品	1 体
2	有形文化財	木造地藏菩薩立像	S45(1970). 2.20	佐井寺1 (佐井寺)	平安前期	美術工芸品	1 体
3	有形文化財	紫雲寺本堂内陣鳥獣図	S47(1972). 3.31	山田東2 (紫雲寺)	江戸時代	美術工芸品	82面
4	有形文化財	木造観音菩薩立像	S49(1974). 3.29	山田東3 (圓照寺)	平安前期	美術工芸品	2 体
5	有形文化財	新芦屋古墳出土馬具	H3 (1991). 3.29	岸部北4 (市立博物館)	古墳時代後期	美術工芸品	一括
6	有形文化財	山田伊射奈岐神社本社本殿	H23(2011). 1.14	山田東2 (伊射奈岐神社)	江戸時代中期 (17世紀後半)	建造物	1 棟
7	有形文化財	関西大学簡文館	H30(2018). 3.23	山手町3 (関西大学)	昭和初期の図書館建築	建造物	1 棟
8	有形民俗文化財	玩具および関連世相資料(多田コレクション)	H21(2009). 1.16	千里万博公園 (国立民族学博物館保管)	江戸時代～現代13,895件、56,083点	民俗文化財	一括
9	無形文化財	鍛金	H26(2014). 4.30	日の出町 (三好正豊(三好光正))		無形文化財	1 件
10	史跡	吉志部瓦窯跡 (工房跡)	H5(1993). 3.31	岸部北4 (吹田市)	平安時代初期	記念物	

※関西大学簡文館はH19(2007). 7. 31国登録有形文化財に登録されたが、H30(2018). 3. 23府指定有形文化財に指定され、同11. 2 国登録抹消。

市指定文化財 18件

	種別	名称	指定年月日	所在地 (所有者又は保護団体等)	備考	種別	員数
1	有形文化財	絹本著色妙音天像	H10(1998). 9.30	山田東3 (圓照寺)	鎌倉時代末期	美術工芸品	1 幅
2	有形文化財	中西家住宅 9 棟 附・木樋3挺 文政九年戊三月十日 天保五年屋敷図 天保六年屋敷図 明治三十三年屋敷図 1995年ツシ二階平面図 1996年設計図	H18(2006). 5.23	岸部中4 (個人・吹田市)	江戸後期・明治に建築。 内、7 棟は国登録有形文化財	建造物	9 棟
3	有形文化財	玉林寺文書 附・包紙2点、覚書1点	H21(2009). 2.23	出口町 (玉林寺)	戦国時代	美術工芸品	6 通
4	有形文化財	山田伊射奈岐神社 社号標石	H21(2009). 2.23	山田東2 (伊射奈岐神社)	江戸時代中期	美術工芸品	1 基
5	有形文化財	佐井寺伊射奈岐神社 社号標石	H21(2009). 2.23	佐井寺1 (伊射奈岐神社)	江戸時代中期	美術工芸品	1 基
6	有形文化財	五反島遺跡出土鏡	H18(2006). 5.23	岸部北4 (吹田市教育委員会)	奈良時代 (8 世紀)	美術工芸品	1 面
7	有形文化財	垂水南遺跡出土 墨書土器	H21(2009). 2.23	岸部北4 (吹田市教育委員会)	平安時代	美術工芸品	27点
8	有形文化財	蔵人稲荷神社本殿	H23(2011). 4.11	豊津町 (稲荷神社氏子)	江戸時代前期 (17世紀)	建造物	1 棟

9	有形文化財	江坂素盞鳴尊神社本殿	H23(2011). 4.11	江坂町3(素盞鳴尊神社)	江戸時代前期	建造物	1棟
10	有形民俗文化財	六地藏地車 附・棟札 天保十年 乙亥十一月十五日	H10(1998). 9.30	高浜町(六地藏自治会) 高浜神社境内地車保管庫	江戸時代後期 天保10(1839) 年建造	民俗文化財	1台
11	有形民俗文化財	西奥町地車	H10(1998). 9.30	高浜町(西奥町自治会) 高浜神社境内地車保管庫	江戸時代後期 天保期建造	民俗文化財	1台
12	有形民俗文化財	神境町地車 附・棟札 天保十三年 壬寅六月吉祥日	H10(1998). 9.30	南高浜町(神境町自治会) 旧春日神社境内地車保管庫	江戸時代後期 天保13(1842) 年建造	民俗文化財	1台
13	有形民俗文化財	川面町地車 附・棟札 嘉永七年寅霜月吉辰	H10(1998). 9.30	西の庄町(川面町自治会) 泉殿宮境内地車保管庫	江戸時代末期 嘉永7(1854) 年建造	民俗文化財	1台
14	有形民俗文化財	金田町地車 附・棟札 嘉永七年甲寅八月下旬	H10(1998). 9.30	金田町(金田町自治会) 金田町地車保管庫	江戸時代末期 嘉永7(1854) 年建造	民俗文化財	1台
15	有形民俗文化財	浜の堂地車	H10(1998). 9.30	西の庄町(浜の堂自治会) 泉殿宮境内地車保管庫	幕末～明治期 建造	民俗文化財	1台
16	有形民俗文化財	都呂須地車	H10(1998). 9.30	内本町2(都呂須自治会) 都呂須地車保管庫	江戸時代後期 天保6(1835) 年建造	民俗文化財	1台
17	無形民俗文化財	吉志部神社のどんじ 附・當人文書ほか	H23(2011). 4.11	岸部北4 (吉志部神社どんじ保存会)		民俗文化財	
18	天然記念物	ヒメボタル生息地と そのヒメボタル	H23(2011). 4.11	千里緑地第4区 (吹田市)		記念物	

市登録文化財 6件

	種別	名称	登録年月日	所在地 (所有者又は保護団体等)	備考	種別	員数
1	地域有形文化財	絹本墨画不動明王像	H10(1998). 9.30	山田東3(圓照寺)	南北朝時代	美術工芸品	1幅
2	地域有形民俗文化財	江坂素盞鳴尊神社 太鼓御輿	H21(2009). 2.23	江坂町3 (江坂連合自治会)	江戸時代末期 嘉永6(1853) 年	民俗文化財	1台
3	地域無形民俗文化財	山田伊射奈岐神社 太鼓神輿	H10(1998). 9.30	山田東2(山田伊射奈岐 神社太鼓神輿保存会)		民俗文化財	
4	地域無形民俗文化財	泉殿宮神楽獅子	H10(1998). 9.30	(泉殿宮神楽獅子保存会)		民俗文化財	
5	地域無形民俗文化財	権六おどり	H10(1998). 9.30	(山田地区権六おどり保存会)		民俗文化財	
6	地域無形民俗文化財	江坂素盞鳴尊神社 太鼓御輿神事	H21(2009). 2.23	(江坂連合自治会)		民俗文化財	